



Seel

シール 通信

kyoto
Seikatsu Eisei eigyou Leader

発行所

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町 90

TEL (075) 722-2051 ・ FAX (075) 711-6123

ホームページ <http://www.kyoto-seel.com>Email post@kyoto-seel.com

発行人：山岡景一郎



お店の喫煙環境について考えてみませんか？

自らの意志とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙防止」への取組みが、今、求められています。京都府では、受動喫煙防止対策として、「京都府受動喫煙防止憲章」を定め、府民や施設管理者のそれぞれが自主的に取り組む府民運動を推進することとしており、また、京都市においても「京都市たばこ対策行動指針」を定めて取組みが進められています。



これを受けて、京都府内で生活衛生業をはじめとした、お客様へのサービスを提供する事業者団体が、憲章を推進する事業者連絡協議会を発足させ、京都府・京都市と連携しながら、行政と共に取り組む全国初のモデル事業として、受動喫煙防止対策に取り組んでいます。

そこで、取組みの一環として、お客様にお店の喫煙環境をお知らせする、店頭表示用のステッカーが作成されました。

京都は、地元のお客様だけでなく、国内、海外から多くの方が訪れる観光都市です。お客様が店内に入る前に、お店の喫煙環境(禁煙、分煙など)がわかると、たばこを吸う人も吸わない人も、お店が選びやすくなり、無用なトラブルも避けることができます。

お客様に安心してご利用いただくことができるよう、お店の喫煙環境をわかりやすく表示又はお伝えすることを心がけましょう。

■店頭表示ステッカー(見本)■ ※事業者連絡協議会参画団体の組合員の方には、下記の店頭表示ステッカーが配布されています。



【店頭表示ステッカーに関するお問い合わせ先】

京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会事務局

TEL (075) 212-5221

又は、所属の組合事務局までお願いします。

生活衛生営業経営特別相談員について

「経営特別相談員」は、京都府知事より委嘱された、生活衛生営業を営むみなさまの“地域の身近な相談相手”として活動をされている方々です。「融資」「経営」「労務」などの、お店の営業に関する相談事がございましたら、下記の生活衛生同業組合を通じて経営特別相談員にご相談ください。

業種/組合連絡先	経営特別相談員氏名 (順不同)	
理容 (075)841-2558	田辺 正治	公手 均
	山田 定男	西堀 慎介
	波部 勝	安井 孝爾
	岩崎 光哲	金子 義隆
	三宅 厚子	
クリーニング (075)313-0380	阿部 弘	河前 隆三
	細見 すみ子	
公衆浴場業 (075)801-1301	高野 絹代	
旅館ホテル (075)221-6231	石間 太朗	沖田 康彦
	野村 一雄	柏 和實
	高木 一壽	武久 信平
食肉 (075)691-3393	村松 安右衛門	坂井 隆男
美容業 (075)811-0211	酒井 敏一	小出 伸一
	金光 眞理	
麺類飲食業 (075)221-3964	清水 久行	植田 宏治
	鷹尾 史郎	

業種/組合連絡先	経営特別相談員氏名 (順不同)	
食鳥肉販売業 (075)326-3651	重田 久枝	松本 嘉広
寿司 (075)321-5448	花登 一彦	安念 弘和
	奥野 善信	宮本 博義
喫茶飲食 (075)256-1647	信部 尚平	四方 恭一
	澤本 信太郎	山田 喜久夫
中華料理 (075)222-2580	武田 淳一	田口 明男
	上野 博史	永田 眞司
	吉本 章江	
料理 (075)221-5833	新造 一夫	高見 浩
飲食業 (075)252-3145	八木 俊憲	鈴木 誠
	楠 晴雄	武原 賢三
	坂田 光孝	鳴海 晴一郎
	三宅 重樹	
社交料飲 (075)722-2051	村上 裕子	蘆田 康司

融資

日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付について

主な生活衛生資金貸付の取扱いの延長についてご案内いたします。(取扱延長期間:平成26年3月31日まで)

1 一般貸付・振興事業貸付共通事項

- 省エネルギー設備
 - ・「太陽熱利用冷温熱装置」、「太陽光発電設備」、「風力発電設備」の貸付利率 ⇒ 特別利率③(特利C)
 - ・「建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料」、「クリーンエネルギー自動車」の貸付利率 ⇒ 特別利率②(特利B)
- 独立開業設備資金
 - ・勤務要件の取扱い 10年以上 ⇒ 6年以上
- 引火性溶剤の安全対策設備資金の取扱い
- 生活衛生関係営業を新たに開業しようとする者又は開業して概ね5年以内の者であって、雇用の維持又は拡大する者への利率 ⇒ -0.2%引き下げ

2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)

- 貸付限度額の取扱い 1,000万円 ⇒ 1,500万円
- 貸付期間の取扱い
 - ・設備資金 7年以内 ⇒ 10年以内
 - ・運転資金 5年以内 ⇒ 7年以内
- 据置期間の取扱い
 - 6カ月以内 ⇒ 設備資金: 2年以内
運転資金: 1年以内

3 振興特別利率適用施設設備について

- 全業種に「受動喫煙防止設備」を追加

税制

商業・サービス業等の活性化税制について

商業、サービス業等の設備投資を応援する特別な税制措置ができました。

生衛業を含む、商業・サービス業等の個人事業者・中小法人が、**器具及び備品又は建物附属設備を取得した場合に、設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす(取得価格の30%の特別償却)か、税額の控除(7%)を受けることができます。**

適用要件の概要につきましては下記のとおりです。(適用対象期間：平成27年3月31日まで)

●税制措置の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

- ・個人事業者（常時使用する従業員が1000人以下）
- ・法人（資本金の額が1億円以下の法人（大規模法人の子会社を除く）） 等

●対象となる設備（一例）

器具及び備品（30万円以上）	家具、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、寝具、看板、理容又は美容機器 等
建物附属設備（60万円以上）	電気設備、給排水又は衛生設備、ガス設備、冷房・暖房・通風・ボイラー設備 等

●適用の要件

アドバイス機関からの経営改善に関するアドバイスを受け（※）、適用対象となる設備の取得等をして、指定事業の用に供することが必要となります。

※申告書の添付書類には、アドバイス機関から「アドバイスを受けた旨を明らかにする書類」が必要です。

※生活衛生同業組合及び京都府生活衛生営業指導センターは、アドバイス機関に指定されています。

設備投資をお考えの方は、所属の生活衛生同業組合 又は 当指導センターまでご相談ください。

屋外広告物許可申請手数料の詐欺にご注意ください！

京都市屋外広告物担当の名を語り、店舗へ出向いて、屋外広告物に関する手数料として現金を要求する詐欺未遂が発生しています。

京都市では、市内全域において、屋外広告物を表示する場合は市長の許可を得ることが義務付けられており（一部軽易なものを除く。）、許可申請の手続きが必要です。

許可申請に当たっては、屋外広告物許可申請手数料が必要ですが、必要な手数料の支払いは、京都市が発行する専用の納入通知書で指定金融機関にて納付する手続きが必要であり、直接店舗等現地で「現金」を要求、收受されることは一切ありません。

万一、京都市職員を称する人物から、店舗等現地で現金を要求された場合は、決してその場では支払わず、警察に通報、または下記の屋外広告物適正化推進室にご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室／TEL（075）708-7690



平成25年度後継者育成支援事業について



[6月5日] 平成25年度第1回後継者育成支援協議会を開催

平成25年度の事業実施内容について、事務局より事業計画案や現在の進捗状況についての説明をおこない、委員の皆様より様々な意見を伺いながら、今後の取組みについて話し合いました。

[6月4日] 第1回出前講座報告(京都市立大原野中学校)

講師:北倉弘款氏(京都府寿司生活衛生同業組合)

2年生全102名。講義では講師が寿司店を志した理由や修行での経験、独立についてのお話を中心に「継続することの大切さ」について終始穏やかな口調で語られる一方、実演披露では一転、一朝一夕では身につけることのできない、長年の努力により成し得たベテラン職人の巧みな包丁さばきや、巻きやにぎりの洗練された言葉にできない感性の技法に、生徒のみなさんは大いに魅了されていました。



[6月6日] 第2回出前講座報告(京都市立洛水中学校)

講師:堀部和宏氏・河村浩也氏(京都府麺類飲食業生活衛生同業組合)

2年生全70名。『いただきます』『ごちそうさまでした』の言葉を言っていますか?講師の問いかけから始まった講義では、ひとつの食事ができるまでに関わった、多くの方々に感謝の意を表すことや、食を提供する役割の重み、働くことの意味についてお話をされ、そば実演では、見事な手さばきに魅入られながら、技術が培われるために必要な習得年数のお話に、驚きから納得に表情が変わっていく生徒のみなさんが印象的でした。



[6月10日] 第3回出前講座報告(京都市立藤森中学校)

講師:吉田史沙氏・中嶋優佳氏(京都府美容業生活衛生同業組合)

2年生全287名。グループ別の実演と講義をおこない、次々と投げかけられる質問に、自身の経験や考えを丁寧に述べながら、ヘアメイクを手際よく仕上げていかれる様に、生徒のみなさんの眼差しが親近感から憧れへと変化していく様子があちらこちらで見られました。「仕事には明白な意志が大事。そしてやると決めた以上は一生懸命にすること。」講義後も最後の見送りまで生徒のみなさんに取り囲まれ、意義のある講座となりました。



京都府生活衛生営業指導センター事業のお知らせ

■平成25年度 企画運営委員会

日時 平成25年8月5日(月)14:30~16:00
場所 京都ガーデンパレス「鞍馬」



■平成25年度 経営特別相談員研修会及び貸付連絡協議会

日時 平成25年9月3日(火)14:00~
場所 京都ガーデンパレス

■第33回京都Seelフェア 平成25年10月27日(予定)

『Kyoto Seel通信』についてのお知らせ

平成9年11月より毎月発行をしておりました『Kyoto Seel通信』を、今年度実施予定のホームページのリニューアル作業等に伴い、季刊発行に変更させていただくこととなりました。次回は10月発行の予定です。内容充実のため、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

せいえい融資利率

(平成25年6月12日現在)

基準となる利率	1.95%(5年まで)
生活衛生改善資金貸付	1.65%(10年まで)
振興事業設備の特定設備	C1.05%(5年まで) (計画書作成0.9%)

京都の7月といえば祇園祭。祭を支える粋な担い手として、生衛業のみなさんも神事やおもてなしに多忙な毎日…は重々承知しているのですが、どうしても重なるSeelの各種調査と会議のご依頼(汗)。特に調査は項目が多く、毎年恐縮しきりですが、いただいた回答は、融資や税制など、生衛業を守り、支援するための制度を検討する大切な基礎となります。ご協力をよろしくお願いいたします。☺